

## 1. 運営コンプライアンス推進指針策定の趣旨

東京都私立中学高等学校テニス連盟（以下連盟）は連盟規約、また、運営規則に定める目的を達成するために、中高生の教育事業の一部としてその企画・運営を行います。対象は各校の部活動に所属する生徒であり、部の顧問や関係者との対応には、大会規則以外にも大会運営側（連盟役員、及び、大会会場責任者（コートレフリー：以下 CR））に対しても明確な法令遵守が求められます。より良い大会運営に寄せられる期待に応じていくには運営側の姿勢にも高い信頼が求められます。不用意な発言や行動はこれまで築いてきた大会への信頼を損なってしまうとともに、生徒の心に傷跡を残す可能性もあります。そのことをすべての連盟関係者が認識し、組織としてコンプライアンスの取り組みを進めていく必要があると考えます。この指針は、連盟が東京都の教育委員会で取りくんでいるコンプライアンスに関する事項を参考に、大会運営に携わる教職員、又は、外部顧問が常に意識すべき行動指針として定めるもので、共通の認識をもってコンプライアンス行動を実践して、連盟主催の各大会が加盟校の教職員、生徒、保護者及び各関係企業等から信頼され、価値の高い大会となることを目指しています。

## 2. コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と訳されていますが、単に法令違反をしないというだけではなく、組織内の各種ルールを遵守すること、さらに社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることをいいます。

## 3. コンプライアンス推進目標

連盟の運営、また、大会の運営に際し、一人ひとりが高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚してコンプライアンス行動を実践し、質の高い内容を目指すことによって、「生徒、保護者、関連企業から信頼される大会運営の実現」を目標とします。

## 4. 連盟運営コンプライアンス行動指針

### コンプライアンス行動指針

- 1 連盟規約、運営規則・秘密保持遵守の徹底
- 2 人権の尊重
- 3 ハラスメントの防止
- 4 情報管理の徹底
- 5 法令を遵守した適正な言動
- 6 交通法規の遵守
- 7 信頼される保護者対応

### I 連盟規約・運営規則・秘密保持遵守の徹底

#### (1) 連盟規約・運営規則の徹底

[・誠実義務・運営規則遵守・信用失墜行為の禁止]

◎連盟加盟の教職員は、生徒の利益のために、その責務、運営業務を行うことを意識する。

◎大会の運営、参加に際しては、自らの行動が連盟、及び、所属する学校の信用に影響することを常に意識し、保護者や社会的な信頼を損なうような行動を行わない。

#### (2) 倫理意識の保持

◎利害関係者からの金銭の授受など疑惑を招くような行為は行わない。職権を濫用しての金銭授受は法令の明確な違反行為となりうる。また、運営規則5－(7)の禁止事項に抵触する行為を行わない。

#### (3) 業務上横領

◎以下の行動は業務上横領にあたる。

- ・業務上の理由で自分が占有することになった連盟の所有物を不当に自分のものにしてしまうこと。

#### (4) 秘密保持の遵守

◎業務上知り得る生徒、保護者、職員などの個人情報、組織内部情報などを許可なく外部へ持ち出し、他へ供与しない。また、これらを無闇にWEB上に配信したり、YoutubeやSNS、Twitterなどで公開しない。以上のことを運営規則に照らし合わせ、十分に理解、遵守し、信用失墜につながるような行為をしないように常に心掛ける。

## II 人権の尊重

### (1) 人権の尊重

◎常に自分の言動や考え方が、人を傷つけたり排除したりしていないかを振り返り、お互いの人権を尊重し、差別的な言動を行わない。

◎生徒個人の人権が尊重される大会運営を目指し、所属学校の評価などで参加選手の差別等があってはならない。また、大会規則に違反する選手（マナーの悪い選手、保護者）に対しては、注意を与えるが、事前の説明を十分に行い、個人の人権を傷つけるような発言は慎む。また、それを理由に所属学校の評価に用いることも、その関係性から正しくない。連盟や加盟校全体の品位に関わるような発言、行動は厳に慎む。

### (2) 体罰の防止

◎体罰は、子どもの人権を侵害する行為であり、重大な法令違反であると自覚する。

◎言葉による暴力も生徒の心に深い傷を負わせるものであることを自覚し、子どもの人権、心情を十分に配慮した指導を行う。

※法令上の内容以外に乱暴な言葉遣いで生徒を恫喝したり、その場の感情のみで怒鳴りつける、また、出口のない論法で追い詰めたりすることには十分に注意を払う必要がある。

また、保護者を含め、人種、国籍、容姿など、差別につながるような発言や行動は厳に慎む必要がある。それらが連盟、大会、連盟加盟校すべての品位を下げる一因となり、保護者からのクレームに発展しないような教育的な指導が常に求められる。

## III ハラスメントの防止

### (1) セクシュアル・ハラスメントの防止

◎生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、将来にわたって生徒の心に傷を負わせるもので、生徒を守り、指導すべき立場にある教職員としてあってはならない。また、連盟や大会に対する保護者や加盟校の教職員の期待や信頼を大きく裏切る行為であることを認識し、防止に努めること。

◎加盟校の教職員間におけるセクシュアル・ハラスメントは、単なる個人間の問題ではなく、同種の職責をもつ仲間の人権や権利を侵害するものであり、円滑な連盟運営や大会運営の遂行を阻害する行為であることを認識し、防止に努める。

### (2) パワー・ハラスメントの防止

◎パワー・ハラスメントは、連盟内、または、加盟校間での上下関係などの立場を利用した嫌がらせであり、連盟運営や大会運営の円滑な遂行を阻害する行為であることを認識し、防止に努める。

## IV 情報管理の徹底

### (1) 個人情報の適正な取扱い

◎個人情報は、必要最小限の情報を、取扱目的を明確にし、原則として本人から収集するとともに、取扱目的の範囲を超えて利用しないこと。

◎個人情報の紛失や漏えい等の事故を起こさないよう、情報管理の徹底に努めること。

※「個人情報」とは住所、氏名、生年月日等の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものをいう。

※「個人情報」を収集するときは本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

1. 法令等の規定に基づき収集するとき。
2. 本人の同意に基づき収集するとき。
3. 生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

4. 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

#### ○利用及び提供の制限

実施部署は保有個人情報収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部もしくは実施部署相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施部署以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1. 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
2. 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
3. 生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用、提供するとき。
4. 上記に掲げる場合のほか、学校長の確認を取ったうえで必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

#### ○正確性、安全性等の確保

1. 実施部署は取扱目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
2. 実施部署は保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
3. 実施部署は取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を確実に、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (2)情報セキュリティポリシーの遵守

◎ 電子情報の改ざん、漏えい等や、情報システム障害を防止するために、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、情報セキュリティポリシーを遵守すること。

#### V 法令を遵守した適正な会務の遂行

##### (1)法令遵守の徹底

- ◎ 会務の遂行にあたっては、常に根拠となる法令等を確認し、十分に理解して、正しく適用するとともに、事務改善が必要な場合は、積極的に見直しを行う。
- ◎ 連盟運営、大会運営において法令違反行為等を知ったときは、隠ぺいしたり、見過ごしたりせず、連盟運営、大会運営責任者に報告、相談する等の適切な対応をする。
- ◎ 業者との契約事務処理については、競争が原則であることを認識し、事務手続きの透明性、公平性を確保して、適正に執行する。

##### (2)事務処理ミスの防止

- ◎ 作業事務のマニュアル化など役員間の情報共有を図り、複数によるチェック体制を構築し、責任者、担当者への報告・連絡・相談を徹底する。
- ◎ 事務処理ミスが発生したときは、直ちにその担当者に報告すること。また、業務の透明性確保と信頼回復を図るため、担当者（又は責任者）は、速やかに会長、又は、副会長に報告すると共にミスの原因を究明し、組織的な再発防止策を講じる。

##### (3)連盟運営費、大会参加費等の適正管理

- ◎ これらの取扱いにあたっては、各加盟団体から預かったお金であるという意識を常に持つ。
- ◎ 内部牽制機能を確保し、適正な経理処理を行うため、複数の役員による確認を徹底すること。

#### VI 交通法規の遵守

##### (1)安全運転の励行

◎自動車、自転車等の運転にあたっては、法令遵守を率先すべき社会人として、公私を問わず交通法規を遵守し、常に安全運転の意識を高く持つこと。

##### (2)交通違反・交通事故の防止

- ◎交通法規の違反は、教職員一人ひとりの心掛けによって確実に防止できるものであることを認識し、交通違反は絶対に行わないという強い意志を持つこと。
- ◎不注意や気の緩みによって交通事故を起こさないよう心掛け、万一、交通事故を起こしたときは、負傷者の救護、路上の危険防止措置、警察への連絡等の措置を迅速に行うこと。

※上記内容に違反した際には、社会的信用の失墜につながる恐れがある為、所属長（加盟校の直属の上司

(学校長、副校長、教頭など)への報告義務が生じる。必要な場合には連盟より学校長あてに報告書を提出する。また、民事に関わる事故であっても必ず該当管轄警察に報告をし、事故状況を公的に記録すること。

## Ⅶ 信頼される保護者対応

### (1) 誠実かつ公平・公正な対応

- ◎ 保護者と接するときは、自らの対応が連盟や実施大会への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を心掛ける。
- ◎ 保護者からの意見、相談、苦情等は、保護者や生徒が連盟や大会に対して何を求めているのかを知ることができる貴重な機会と捉え、保護者の立場で考え、懇切丁寧な対応を心掛けること。

### (2) 不当要求行為等への毅然とした対応

- ◎ 連盟や大会への要望、苦情等が、暴力や脅迫など不当な手段による不当要求行為等に該当する場合は、会長、副会長、レフリー、(又はアシスタント・レフリー)等に報告、相談のうえ、組織的対応に努めながら、毅然とした対応をすること。

## Ⅷ 主な相談担当・管轄部署

行動指針項目		相談担当
1	運営規則・倫理の徹底	運営規則の徹底
		倫理意識の保持
2	人権の尊重	人権の尊重
		体罰の防止
3	ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントの防止
		パワー・ハラスメントの防止
4	情報管理の徹底	個人情報の適正な取扱い
		公文書の適正な管理
		情報セキュリティポリシーの遵守
5	法令を遵守した適正な職務の遂行	法令遵守の徹底
		事務処理ミスの防止
		預り金等の適正管理
6	交通法規の遵守	安全運転の励行
		交通違反・交通事故の防止
7	信頼される保護者対応	誠実かつ公平・公正な対応
		不当要求行為等への毅然とした対応

## 5. 裁可規定

上記の運営コンプライアンスに抵触した場合には、十分な調査を行った上で、連盟運営規則に則り、任命役員との責任のもとに連盟としての裁可を審議し、結果を対象者へ報告する。但し、個人のコンプライアンス抵触に関しては、各所属組織(学校、部)全体の責任を問うものではない。しかし、必要に応じて所属の学校長に対し連盟より抵触内容についての報告を行う場合もある。その後の各所属組織での処遇について連盟は関与しない。

## 6. 連盟コンプライアンス行動指針7項目の発効

上記の行動指針は、2019年(令和元年)6月より発効する。